学校法人 中村学園

学校法人中村学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

１．はじめに（目的）

学校法人中村学園（以下、本学園という）は、人権を尊重し、教職員及び本学園で学ぶ者が安心して就学・就労し、教育研究活動を行うことができる学園づくりを目指しています。しかしながら、本学園に関わる者による意見・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、その手段・態様が社会通念上許容される範囲を著しく超える場合、教職員等の尊厳を傷つけ、職場環境又は教育研究環境を害する可能性があります。
本学園は、こうした事象に対し組織として適切に対応し、教職員を守ります。あわせて、健全な教育研究環境の維持及び向上と、本学と社会との健全な関係の構築に努めてまいります。

２．本学園におけるカスタマーハラスメントの定義

本学園に関係を有する者（教職員を除く）による本学園に対する意見・言動のうち、当該意見・言動に含まれる要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超え、教職員等の職場環境又は教育研究環境を害するもの。

３．本学園におけるカスタマーハラスメントに該当する行為の例

※以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

（１）身体的・精神的な攻撃

- 暴行、傷害等
- 脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、人格否定、威圧的な言動
- インターネット等による誹謗中傷、盗撮・無断撮影等

（２）過剰又は不当な要求

- 社会通念上相当な範囲を超える対応の強要
- 合理性を欠く金銭補償、謝罪の要求

（３）拘束的な行為

- 長時間の対応の強要、居座り、不退去

（４）その他

- セクシュアルハラスメントその他のハラスメント行為
- 教職員個人に対する執拗な攻撃

４．本学園におけるカスタマーハラスメントへの対応

- 正当な意見・要望については真摯に受け止め、教育・業務の改善に活かします。
- 一方で、社会通念上許容される範囲を超える言動については、教職員の人格と尊厳を守るため、組織として毅然とした態度で対応します。
- カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合には、対応の中断又は以後の対応をお断りする場合があります。
- 特に悪質な場合は、警察、顧問弁護士等の外部機関と連携し、厳正に対処します。
- 教職員は、業務に関連して他の事業主等の労働者に対し、カスタマーハラスメントに該当する行為を行わないよう努めてまいります。
- 他の事業主等から事実関係の確認等について協力を求められた場合には、必要に応じて連携し、当該確認等に協力しながら適切に対応してまいります。

© 2026 Nakamura Gakuen